

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入等についての注意

- 記載要領、記入例及び裏面の留意事項を参照の上、該当欄に必ず記入してください。なお、本様式は2枚複写式になっています。
- すべての記入が終わりましたら2枚とも事務組合に提出してください。事務組合から「労働保険料等納入通知書」(組様式第7号(甲))により保険料等の納入の通知をいたします。なお、その際「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の事業主控分も併せて返送しますので保管してください。

〔記入要領〕

- ③、④及び⑤……「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください。
- ⑥……「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成した方の氏名を記入してください。
- ⑦……事業の概要(製品名、製造工程等)を具体的に記入してください。
- ⑪……令和3年4月から令和4年3月まで毎月賃金を支払った都度、使用した労災保険対象労働者の数(各月の末日(賃金締切日がある場合は、各月の末日の直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計(⑩欄及び⑭欄には⑮欄及び⑯欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑮+⑯欄には、⑩欄の額に⑫欄の⑰欄の額を加えた額を記入し、⑳欄には⑱欄の額を記入してください)をそれぞれの欄に記入してください。  
 なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。  
 (1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、令和3年度中の1ヵ月平均使用労働者数を記入してください。  
 ただし、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場及び倉庫における貨物取扱いの事業及び一括有期事業については、令和3年度における1日平均使用労働者数を記入してください。  
 (2) 「1ヵ月平均被保険者数」欄には、令和3年度における1ヵ月平均被保険者数を記入してください。
- ⑫……中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の承認されている給付基礎日額及び保険料算定基礎額を、⑩欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

- ⑭……各欄は次により記入してください。  
 なお、令和4年度においては、年度途中で雇用保険率に変更される予定であることから、雇用保険率の適用期間ごとに賃金総額の見込額等が記入できるよう様式を改正しています。  
 (1) 労災保険の賃金総額の見込額  
 令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下の場合には、「⑮合計」欄に「前年度と同額」と記入し、⑱欄から⑳欄までは記入しないでください。上記以外の場合(賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍超となる場合)には、次により記入します。  
 ⑱欄は、令和4年度における1日の平均使用労働者の見込数(延べ使用労働者数を所定労働者数で除したものを)、㉑欄は、令和4年度の支払賃金総額の見込額を、㉒欄は、令和4年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㉓欄に、㉑欄の額と㉒欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。  
 (2) 雇用保険の賃金総額の見込額  
 雇用保険率の適用期間ごとに賃金総額の見込額を記入してください。  
 なお、令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下の場合には、「⑮合計」欄の⑰及び⑱に、それぞれ「前年度の2分の1の額」と記入し、⑱欄から㉒欄までは記入しないでください。  
 上記以外の場合(賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍超となる場合)には、次により記入します。  
 ㉑欄は、令和4年度における1ヵ月平均被保険者数の見込数を、㉒欄は、令和4年度上半期の支払賃金総額の見込額及び令和4年度下半期の支払賃金総額の見込額を、㉓欄は、令和4年度上半期の賞与等臨時支払賃金の見込額及び令和4年度下半期の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㉔欄に、㉑欄の額と㉒欄の額との合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。
- |      |     |                     |
|------|-----|---------------------|
| 適用期間 | 上半期 | 令和4年4月1日～令和4年9月30日  |
|      | 下半期 | 令和4年10月1日～令和5年3月31日 |

⑨……雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という)に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。  
 (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く)。  
 (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の飼育、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く)。  
 (3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という)。  
 (4) 清酒の製造の事業。

⑩……労働保険料の延納(分割納付)の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

⑬……中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の給付基礎日額(変更申請をする予定のときは、その改定を希望する額)及び保険料算定基礎額を、⑩欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、⑰+⑱欄には、⑰欄の額に⑫欄の額を加えた額を記入してください。

⑮……この欄は事務組合が次により記入します。  
 ⑰保険料算定基礎額  
 ⑱欄の⑮合計欄を確認の上、適用期間に該当する額を記入します。  
 なお、⑱欄の⑮合計欄に、「前年度2分の1の額」と記入されている場合は、㉑欄の前年度の賃金総額の2分の1に相当する額を、上半期賃金総額の見込額(千円未満の端数は切り上げる)及び下半期賃金総額の見込額(千円未満の端数は切り捨てる)としてそれぞれ記入します。  
 ㉒保険料率  
 雇用保険率表を確認の上、適用期間に該当する雇用保険率を記入します。  
 ㉓概算保険料額  
 ⑰保険料算定基礎額 × ㉒保険料率により算出した額を記入します。(1円未満の端数が生じた場合であっても、その端数は切り上げたり、切り捨てず、そのまま記入します)  
 ㉔概算保険料額合計  
 ㉓概算保険料額の合算額を記入します。(合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。この額は申告書内訳へ転記します。)

〔記入例〕(令和4年度 年度更新の場合)  
 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

組様式第4号

① 労働保険事業番号	府県	市町村	基幹番号	枝番号	③ 事業の名称	TEL	④ 事業の所在地	⑤ 事業主の氏名	⑥ 作成者氏名	⑦ 事業の概要(具体的に記入してください。)	⑨ 特掲事業
2:8	3	0	1	9:3:4	7:1:1	0:0	2	③ 事業の名称 株式会社 中原宝月堂	TEL 078 (392) ××××	ケーキ等生菓子の小売業	該当する ○ 該当しない
							〒(650-0025)	④ 事業の所在地 神戸市中央区相生町1-3-4			⑩ 令和4年度概算の延納
② 雇用保険事業番号	2:8	0	3:4	0	9:7	8	7	⑤ 事業主の氏名 中原 武	⑥ 作成者氏名 田上 俊浩		⑪ する ○ しない
										※ ⑧ 業種 9:8:0:1	(労働者3割) (一乗割1割)

区分	令和3年度 確定賃金総額				令和4年度 賃金総額の見込額									
	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金									
月別内訳	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等 (1枚目裏面参照))	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合計 (1)+(2)+(3))	(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く (1枚目裏面参照))	(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面から労働者の性格の強い者 (1枚目裏面参照))	(7) 合計 (5)+(6))	賃金総額	賃金総額					
令和3年4月	11人	2,763,511円	2人	835,668円	2人	187,406円	15人	3,786,585円	11人	2,763,511円	2人	835,668円	13人	3,599,179円
5月	11	2,772,992	2	838,119	2	177,119	15	3,788,230	11	2,772,992	2	838,119	13	3,611,111
6月	11	2,758,643	2	837,205	2	179,235	15	3,775,083	11	2,758,643	2	838,205	13	3,595,848
7月	11	2,781,205	2	839,456	2	183,496	15	3,804,157	11	2,781,205	2	839,456	13	3,620,661
8月	11	2,799,800	2	842,514	2	184,145	15	3,826,459	11	2,799,800	2	842,514	13	3,642,314
9月	11	2,804,513	2	856,772	2	184,494	15	3,845,779	11	2,804,513	2	856,772	13	3,661,285
10月	11	2,835,766	2	856,992	2	185,655	15	3,878,413	11	2,835,766	2	856,992	13	3,692,758
11月	11	2,451,999	2	859,113	2	185,432	15	3,496,544	11	2,451,999	2	859,113	13	3,311,112
12月	11	2,943,210	2	861,414	2	185,771	15	3,990,395	11	2,943,210	2	861,414	13	3,804,624
令和4年1月	11	2,898,835	2	864,227	2	186,516	15	3,949,578	11	2,898,835	2	864,227	13	3,763,062
2月	11	2,909,444	2	866,118	2	184,499	15	3,960,061	11	2,909,444	2	886,118	13	3,775,562
3月	11	2,914,556	2	868,618	2	186,818	15	3,969,992	11	2,914,556	2	868,618	13	3,783,174
賞与等	年7月	5,019,234		1,456,413				6,475,647		5,019,234		1,456,413		6,475,647
	年12月	7,902,201		2,655,110				10,557,311		7,902,201		2,655,110		10,557,311
年月														
合計														
		46,555,909	14,337,739	2,210,586	15	63,104,234	63,104	68,214	46,555,909	14,337,739	60,893,648	60,893	60,893	60,893

⑫ 令和3年度確定		特別加入者		⑬ 令和4年度概算		⑭ 令和4年度 賃金総額の見込額			⑮ 令和4年度概算保険料			予備欄	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	⑰ 常時使用者数	⑱ 雇用保険被保険者数	⑲ 支払賃金総額の見込額	⑳ 賞与等臨時支払賃金の見込額	㉑ 労災保険	㉒ 雇用保険《上半期》	㉓ 雇用保険《下半期》		㉔ 令和4年度概算保険料
14,000円	5,110,000円	中原 武	14,000円	5,110,000円	15	63,104	68,214	46,555,909	14,337,739	人	人	⑰ 保険料算定基礎額	千円
										人	人	㉑ 保険料率	1000分の
										円	円	㉒ 概算保険料額	円
										円	円	㉓ 概算保険料額計	円
	⑰	5,110千円	合計	⑰+⑱	68,214千円	⑰	5,110千円	⑱	⑰+⑱	千円	千円	㉔	⑲(上半期+下半期)円
										前年度と同額	前年度の2分の1の額	⑲(上半期+下半期)円	《申告書内訳に転記》

## 〔留意事項〕

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切です。すので、次の事項に留意して「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成してください。

<b>労働者</b>	労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。なお、具体的な取り扱いについては、次の事項を参照してください。
------------	--

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
法人の役員等	<p>④ 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>⑤ 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いません。</p> <p>⑥ 監督役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱います。</p>	<p>原則として被保険者となりません。取締役で部長・工場長等の職にあって従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者の性格が強く、雇用関係が明確な者は被保険者となります。ただし、監査役・監事は除きます。</p> <p>〔 法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではありませんが、事業の規模が零細である場合は、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合もあると考えられ、この場合は、通常は事業主と利益を一にしていると思われるので、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としません。〕</p>
同居の親族	<p>同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の条件を満たすものについては、労災保険上の「労働者」として取り扱います。</p> <p>④ 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>⑤ 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、(i) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び (ii) 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事務所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払いの時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
短時間就労者(パート・タイマー)	すべて「労働者」として対象となります。	<p>次のいずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則(就業規則の届出義務が課せられていない事業所においては、それに準ずる規程等)において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して就労する者(31日以上継続して雇用されることが見込まれる者)</p>
派遣労働者	すべて「労働者」として対象となります。	<p>登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。</p> <p>①1週間の労働時間が20時間以上</p> <p>②反復継続して派遣就労する者(31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等)</p>
アルバイト	すべて「労働者」として対象となります。	反復継続して就労せず、その者の受ける賃金が家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。
高年齢労働者	すべて「労働者」として対象となります。	年齢に制限なく、雇用保険の適用対象となります。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)

## 賃金総額

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものです。

また、現物給付については、原則として所定の現金給付の代わりに支給するもの、つまり、その支給によって現金給付が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。

このような現物給付でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金とはなりません。

なお、下の「労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)」を参照してください。

## 労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表(例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本給・固定給等基本賃金</li> <li>○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等</li> <li>○扶養手当・家族手当等</li> <li>○宿直、日直手当</li> <li>○役職手当・管理職手当等</li> <li>○地域手当</li> <li>○住宅手当</li> <li>○教育手当</li> <li>○単身赴任手当</li> <li>○技能手当</li> <li>○特殊作業手当</li> <li>○奨励手当</li> <li>○物価手当</li> <li>○調整手当</li> <li>○賞与</li> <li>○通勤手当</li> <li>○定期券・回数券等</li> <li>○休業手当</li> <li>○創立記念日等の祝金(恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合)</li> <li>○チップ(奉仕料の配分として事業主から受けるもの)</li> <li>○雇用保険料その他社会保険料(労働者の負担分を事業主が負担する場合)</li> <li>○住居の利益(社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合)</li> <li>○いわゆる前払い退職金(労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休業補償費</li> <li>○結婚祝金</li> <li>○死亡弔慰金</li> <li>○災害見舞金</li> <li>○解雇予告手当(労働基準法第20条の規定に基づくもの)</li> <li>○年功慰労金</li> <li>○出張旅費・宿泊費等(実費弁償的なもの)</li> <li>○制服</li> <li>○会社が全額負担する生命保険の掛金</li> <li>○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等(勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)</li> <li>○住居の利益(一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)</li> <li>○退職金(退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)</li> </ul>

不明な点は

へお問い合わせ下さい。

# 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

① 労働保険番号	府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号
② 雇用保険事業所番号				-	-

③ 事業の名称 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )  
 〒 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

④ 事業の所在地 \_\_\_\_\_

⑤ 事業主の氏名 \_\_\_\_\_ ⑥ 作成者氏名 \_\_\_\_\_

⑦ 事業の概要 (具体的に記入してください。)

※ ⑧ 業種 \_\_\_\_\_

⑨ 特掲事業  
 イ. 該当する ロ. 該当しない

⑩ 令和4年度概算の延納  
 イ. する ロ. しない  
 (分割納付(3回)) (一括納付(1回))

⑪ 令和3年度 確定賃金総額															
区分	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金							雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 <small>(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等 (1枚目裏面参照))</small>		(3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small>		(4) 合計 <small>((1)+(2)+(3))</small>	(5) 被保険者 <small>(日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く (1枚目裏面参照))</small>		(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>(給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者 (1枚目裏面参照))</small>		(7) 合計 <small>((5)+(6))</small>			
月別内訳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
令和3年4月															
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
令和4年1月															
2月															
3月															
賞与等 年月															
年月															
年月															
合計							1カ月平均使用労働者数	①	円				1カ月平均被保険者数	②	円
							人	③	千円				人	④	千円
								⑤	千円				⑥	千円	

⑫ 令和3年度確定		特別加入者氏名	⑬ 令和4年度概算		⑭ 令和4年度 賃金総額の見込額			《事務組合記入分》			予備欄	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険《上半期》	雇用保険《下半期》	⑮ 令和4年度概算保険料 算定内訳				
円	円		円	円	① 常時使用者数	人			① 保険料算定基礎額	雇用保険《上半期》 千円	雇用保険《下半期》 千円	
円	円		円	円	② 雇用保険被保険者数			人	② 保険料率	1000分の	1000分の	
円	円		円	円	③ 支払賃金総額の見込額	円	円	円	③ 概算保険料	円	円	
円	円		円	円	④ 賞与等臨時支払賃金の見込額	円	円	円	④ 概算保険料	⑦(⑥+⑦) 円		
	⑧ 千円	合計	⑨+⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 合計	⑬(⑭+⑮) 千円	⑯(⑰+⑱) 千円	⑲(⑳+㉑) 千円	㉒ 概算保険料額計	《申告書内訳に転記》		

# 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事務組合控)

① 労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
② 雇用保険事業所番号				-	-

③ 事業の名称 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )  
 〒 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

④ 事業の所在地 \_\_\_\_\_

⑤ 事業主の氏名 \_\_\_\_\_ ⑥ 作成者氏名 \_\_\_\_\_

⑦ 事業の概要 (具体的に記入してください。)

※ ⑧ 業種 \_\_\_\_\_

⑨ 特掲事業  
 イ. 該当する ロ. 該当しない

⑩ 令和4年度概算の延納  
 イ. する ロ. しない  
(分割納付(3回)) (一括納付(1回))

⑪ 令和3年度 確定賃金総額															
区分	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金							雇用保険対象被保険者数及び賃金							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 <small>(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等 (1枚目裏面参照))</small>		(3) 臨時労働者 <small>(パートタイマー、アルバイト等)</small>		(4) 合計 <small>((1)+(2)+(3))</small>	(5) 被保険者 <small>(日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く (1枚目裏面参照))</small>		(6) 役員で被保険者扱いの者 <small>(給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者 (1枚目裏面参照))</small>		(7) 合計 <small>((5)+(6))</small>			
月別内訳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
令和3年4月															
5月															
6月															
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
令和4年1月															
2月															
3月															
賞与等 年月															
年月															
年月															
合計							1カ月平均使用労働者数	①	円				1カ月平均被保険者数	②	円
							人	③	千円				人	④	千円
								⑤+⑥	千円				⑦(④)	千円	

⑫ 令和3年度確定		特別加入者氏名	⑬ 令和4年度概算		⑭ 令和4年度 賃金総額の見込額			《事務組合記入分》			予備欄
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険《上半期》	雇用保険《下半期》	⑮ 令和4年度概算保険料 算定内訳			
円	円		円	円	① 常時使用者数	人			雇用保険《上半期》	雇用保険《下半期》	
円	円		円	円	② 雇用保険被保険者数			人	千円	千円	
円	円		円	円	③ 支払賃金総額の見込額	円	円	円	1000分の	1000分の	
円	円		円	円	④ 賞与等臨時支払賃金の見込額	円	円	円	円	円	
	⑥ 千円	合計	⑦+⑧ 千円	⑨ 千円	⑩ 合計	⑪(③+④) 千円	⑫(⑤+⑥) 千円	⑬(⑦+⑧) 千円	⑭(上半期+下半期) 円		
									⑮ 概算保険料額計		《申告書内訳に転記》